|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

別記様式第1号(第2条関係)

白糠町スポーツ施設利用申請書

（兼利用料金減免申請書）

　　　年　　　月　　　日

　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 次のとおり利用したいので申請します。（併せて利用料金の減免を申請します。） | 申請者 | 団体名 |  |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 住所 |  |
|  |
| 目　的 |  | 人数 | 名 |
| 内　容 | 1アマチュアスポーツ | ①　入場料を徴収する | ②　入場料を徴収しない |
| 2アマチュアスポーツ以外 | ①　入場料を徴収する | ア　営利を目的とする |
| ②　入場料を徴収しない | イ　営利を目的としない |
| 責任者 | 氏名 |  | 住所 |  | 電話 |  |
| 期　間 | 　　　年　　月　　日 ～ 　　　　年　　月　　日 | 時 分～ 時 分 |
| 利用施設及び貸付物品の内訳　　※該当施設に○を付けてください。 |
| 区分 | 単位 | 施設利用料 | 冬期加算額 | 貸付物品等 | 数量 | 利用料金 |
| 総合体育館 | アリーナ |  |  |  | 放送用具 |  |  |
| 控室Ａ |  |  |  | フロアーシート |  |  |
| 控室Ｂ |  |  |  | 移動ステージ |  |  |
| 研修室Ａ |  |  |  | 舞台幕 |  |  |
| 研修室Ｂ |  |  |  | 持込み電気器具 |  |  |
| 会議室 |  |  |  |  |  |  |
| 登録料(個人・団体) | 名 |  |  |  |  |  |
| 温水プール | 団体利用 | 　　　名 |  |  |  |  |  |
| 専用利用 | 全館 |  |  |
| コース |  |  |
| 武道館 | 専用利用 |  |  |  |  |  |  |
| 登録料(個人・団体) | 名 |  |  |  |  |  |
| テニスコート(白糠・西庶路) | 専用利用 |  |  |  |  |  |  |
| 登録料(個人・団体) | 名 |  |  |  |  |  |
| インチャロ | 一般 | 名 |  |  | クラブ等 |  |  |
| 小中高・高齢者 | 名 |  | 運動靴 |  |  |
|  小　　　　　計 | ア | イ |  | ウ |
| 備考 | 減免 | 全額免除 | 施設利用料(100%　50%　30%減額) |
| ア×減免率％ | Ａ |
| 合計(ア＋イ＋ウ)－Ａ |  |
| 無料施設 | 町民広場、多目的交流施設、町営野球場、白糠スケートリンク、庶路スケートリンク、栄1区・駒の里ふれあい広場・庶路パークゴルフ場 |

* 太線内は記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可番号 |  |

別記様式第2号(第2条関係)

　　上記利用を許可します。ただし裏面の事項を遵守願います。

年　　月　　日

　　　　　　　　㊞

（裏面）

１　利用者は、この許可書に記載された利用施設以外は利用できません。

２　利用者が許可を受けた内容を変更するときは、改めて許可を受けること。

３　利用時間を特に厳守すること（利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含まれます）。時間の延長は、原則として認めません。

４　利用に当たっては、施設担当者の立会いのうえ設備等の引継ぎを受け、利用後は原状に回復し、清掃後早急に返還すること。ただし、損傷又は滅失した場合は、弁償しなければなりません。

５　利用者が施設内に張紙、張札等をするときは、あらかじめ申し出て、指定管理者の指示に従うこと。

６　次のいずれかに該当すると認められる者に対しては、入場を拒み、又は退場させることとします。

(1)　他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる物件を持ち込む者

(2)　酒気を帯びた者又は健康上入場が不適当と認められる者

(3)　保護者等が同伴しない未就学児

(4)　施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者

７　入場者は、特に次の事項を遵守してください。

(1)　許可なく所定の場所以外で飲食若しくは喫煙又は火気を使用しないこと。

(2)　施設設備を汚損又は破損しないこと。

(3)　許可なく物品の販売、提供等の行為をしないこと。

(4)　許可なく広告・宣伝物の掲示若しくは配布又は施設等に工作物を設置しないこと。

(5)　許可なく集会や興行の場として利用しないこと。

(6)　騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7)　所定の場所以外に車等の乗り入れや駐車をしないこと。

(8)　その他公の秩序を乱す行為をしないこと。